

富士市公告第256号

次の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年7月27日

富士市長 金指 祐樹

1 業務内容

(1) 業務名 富士市番号発券機システム更新事業業務委託

(2) 業務内容

- ① 窓口番号案内表示・発券システムの構築、納品、設置
- ② 機器購入及び設定
- ③ オンライン予約環境の構築
- ④ 混雑状況配信システムの構築
- ⑤ 運用テスト
- ⑥ 操作マニュアルの作成及び操作研修の実施
- ⑦ 窓口番号案内表示・発券システムの運用、保守

※業務内容の詳細は、「富士市番号発券機システム更新事業業務委託に関する仕様書」のとおり

※各システムの構築、運用に必要となる機器、配線、取付作業等についても本業務に含めること。

※インターネット接続に係る機器の調達を含め、インターネット環境の設定、必要なソフトウェアライセンスの取得及びクラウドサービス等の提供についても本業務に含めること。

※インターネット回線使用料は、市の負担とする。

(3) 履行期間

- ① システム導入構築及び機器購入業務 契約締結日から令和9年1月31日まで※¹
- ② システム運用に係る保守業務等※² 令和9年2月1日から令和14年1月31日まで※³

※1 機器に必要な設定作業を含んだ期間とし、令和9年2月1日から稼働できるものとする。

※2 保守については別途契約を締結するものとする。

※3 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

(4) 提案上限額

- ① システム導入構築及び機器購入に係る費用 15,823,170円
- ② システム運用に係る保守費用 48,708,000円

なお、本プロポーザルの実施に関しては、優先交渉権者の企画提案内容の全てをそのまま実施することを約束するものではなく、市と優先交渉権者で協議の上、決定する。また、本業務契約後の実際の業務内容や進め方については、随時、市と契約者との協議し決定するものとする。

2 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、公告日から優先交渉権者決定の日までの間において、次の要件の全てを満たすものとする。なお、事業のすべてを再委託することは認めない。

- (1) 公告日時点で、令和8・9年度富士市入札参加資格を有していること。なお、本公告日時点において参加資格を有していない者については、入札参加資格申請をし、プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに受理を受けたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税または地方税を滞納していないこと。
- (6) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、本業務を確実に遂行できること。
- (7) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え

- る目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (8) 令和7年度末時点で地方公共団体にて番号発券機システムを導入した実績があること。

3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和8年7月27日（月）から同年8月27日（木）まで
- (2) 交付書類
- ア 富士市番号発券機システム更新事業業務委託プロポーザル実施要領
 - イ 富士市番号発券機システム更新事業業務委託に係るプロポーザル 様式集
 - ウ 富士市番号発券機システム更新事業業務委託に関する仕様書
 - エ 別紙1 企画提案書記載項目
 - オ 別紙2 評価基準書
- (3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。
- なお、富士市ウェブサイトのURLは、次による。
- <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/shigoto/nyusatsu/gyomuitaku/index.html>

4 参加表明及び企画提案に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、次のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和8年7月27日（月）から同年7月31日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（最終日は午後3時までとする）。
- (2) 受付方法 「参加表明及び企画提案に関する質問書（様式1）」に記入のうえ、電子メールで送信すること。また、質問書を送信した場合は、翌開庁日までに事務局に電話にてその旨を連絡すること。なお、電子メール以外での質問は一切受け付けけないものとする。
- メールアドレス shimin@div.city.fuji.shizuoka.jp
- 電話番号 0545-55-2749（直通）
- (3) 質問回答日 令和8年8月4日（火）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、本要領及び仕様書の追加または修正として取り扱うものとする。質問がない場合は、質問書の提出は必要ない。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出期間 令和8年7月27日（月）から同年8月7日（金）までの午前8時30

分から午後5時まで

- (2) 提出先 富士市役所市民部市民課（市庁舎2階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日及び土曜日を除く。）または郵送（提出期限まで必着のこと。
また、郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。）
- (4) 提出書類 富士市番号発券機システム更新事業業務委託プロポーザル実施要領による。

6 手続日程

- (1) 令和8年7月27日（月） 公告
- (2) 令和8年7月31日（金） 参加表明及び企画提案に係る質問書提出期限
- (3) 令和8年8月 4日（火） 参加表明に係る質問回答の公表
- (4) 令和8年8月 7日（金） 参加表明書及び参加資格確認書類提出期限
- (5) 令和8年8月10日（月） 参加資格確認結果通知
- (6) 令和8年8月27日（木） 企画提案書等提出期限
- (7) 令和8年8月27日（木） プロポーザル参加辞退届の提出期限
- (8) 令和8年9月上旬 プレゼンテーション及びヒアリング
- (9) 令和8年9月上旬 優先交渉権者の特定等結果通知
- (10) 令和8年9月中旬 契約締結

※スケジュールは、市の事情により変更する場合がある。

7 その他（留意事項）

- (1) 参加表明書、見積書及び企画提案書の作成、提出、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (3) 期限までに、参加表明書、見積書及び企画提案書が提出されない場合は、無効とする。
- (4) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (5) 公平を期するため、本公募型プロポーザルの評価者、参加者等についての質問は一切受け付けない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書提出後において、記載された内容の変更を認めない。
また、参加資格確認書類に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。
- (7) 特定された企画提案書の内容は、原則として履行するものとする。ただし、本市と協議し、変更することが妥当と認められる場合は、変更することができる。
- (8) 本プロポーザルは、最も評価の高い企画提案書の提出者を特定することを目的に行うものであり、実際の契約手続は別に行う。
- (9) 詳細は、上記3により交付する富士市番号発券機システム更新事業業務委託プロ

ポーザル実施要領に定めるとおりとする。